



兵労発基 0218 第 1 号  
令和 7 年 2 月 18 日

兵庫地方労働審議会  
会長 松尾俊彦 殿

兵庫労働局長  
赤松俊彦

兵庫県靴下製造業最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第10条の規定に基づき、兵庫県靴下製造業最低工賃（平成13年兵庫労働局最低工賃公示第1号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。